

令和7年度

地域密着型サービス事業所

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

**宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金
事前協議の案内**

※この補助金は、令和8年度に事業所を整備・開設する事業者向けです。
※補助金を活用しない場合は、随時、新規指定申請の手続きとなります。

宮崎市 福祉部 介護保険課

－ はじめに －

本市では、令和6年3月に「住み慣れた地域で支え合いが根づく、誰一人取り残さない社会づくり」を基本理念とした宮崎市民長寿支援プラン（令和6年度～令和8年度）を策定しています。

この要項は、同プランを踏まえ、令和7年度の地域密着型サービス事業所〔(看護)小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕開設事業者の宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金事前協議の手続きに関してまとめたものです。

事前協議にあたっては、介護保険法をはじめとする関係法令、関係通知、同プラン、当案内を十分に熟読・理解し、関係機関と十分な打ち合わせのうえ、提出してください。

－ 目次 －

1	事前協議対象事業所	3
2	事前協議条件	3
3	事前協議手続き	4
4	補助金	5

(別添1) 社会福祉施設等の施設整備に係る入札事務マニュアル

(別添2) スケジュール

(別紙1) 事前意向届

(別紙2) 事前協議書類一覧表

1 事前協議対象事業所

施設整備や開設準備に係る経費に対する補助（以下「補助金」という。）を利用する下記サービス事業所

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所」という。)

※サテライト含む（本体事業所が宮崎市に開設されている場合に限る。）。)

① 事業所予定数：4事業所程度

② 対象圏域：宮崎市内全圏域

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

① 事業所予定数：1事業所程度

② 対象圏域：宮崎市内全圏域

2 事前協議条件

(1) 事前協議資格

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設を希望する法人（法人種別は問いません）で、以下の要件を満たす者。

- ・介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- ・市税の未納がないこと。
- ・地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び宮崎市税条例（昭和30年宮崎市条例第23号）の規程により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎市市内に居住している者に限る）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ・法人の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」）という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）である。

イ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、または使用している。

ウ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。

エ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益または便益を供与している。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

(2) 整備事業年度

原則として、令和8年度に着工・竣工するものとし、介護保険法に基づく指定を受け、令和8年度末までに事業所を開設してください。

(3) 整備予定地及び建築関係

- ① 整備予定地は、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（災害レッドゾーン）に指定されていないことを確認してください。

また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域（災害イエローゾーン）に施設を整備する場合は、想定される被災リスクに対して、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じてください。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の土地での応募の場合、補助金の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

※宮崎市ホームページ防災ポータルサイトで確認したうえで応募すること

（防災ポータルサイト：<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/bousai/>）

- ② 次の各法令等の規制に関して、開設までに、事業を開始するために必要な手続きを完了させてください。

都市計画法（都市計画課、開発審査課）

建築基準法（建築行政課）

農地法（農業委員会）

消防法及び宮崎市火災予防条例（北消防署または南消防署）等

※関係所管課との協議は、整備予定地の状況等により、時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

3 事前協議手続き

(1) 事前協議の手順

補助金を利用する場合は、別紙1「宮崎市地域医療総合確保基金事業費補助金事前意向届」（以下「事前意向届」という。）と別紙2「事前協議書類一覧表」に記載されている書類を提出する必要があります。

なお、補助金の利用を希望する事業所が予定数内であっても、補助金の交付要件を満たさない場合や、周辺の同種施設の整備状況等により「補助対象外」となることもあります。

補助対象となる事業者には、令和8年4～5月（予定）に交付申請の案内を送付します。その後、交付申請、交付決定、入札、契約の手続きが完了後、着工等が可能となります。

詳細な手続きの流れは、別添2「スケジュール」をご確認ください。

(2) 提出書類

① 事前意向届

ア 提出書類：別紙1「事前意向届」

イ 提出期限：10月8日（水）16：30まで

② 事前協議

ア 提出書類：別紙2「事前協議書類一覧表」の書類一式

イ 提出期限：12月19日（金）16：30まで

③ 提出方法・受付時間・場所・様式（「①事前意向届」・「②事前協議」共通）

ア 提出方法：来課される日時を事前に電話予約の上、介護保険課窓口へ正本一部を提出してください。

イ 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）8：45～16：30まで

ウ 受付場所：宮崎市福祉部介護保険課事業所支援係（本庁舎5階）

エ 様 式：宮崎市ホームページに掲載しています。

宮崎市ホームページ：<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>

（トップページ＞産業・事業者＞福祉＞介護保険＞事業者、施設整備等の募集
＞令和7年度（看護）小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者及び定期巡回・
随時対応型訪問介護看護事業所開設事業者の募集

(3) 辞退

事前意向届提出後、やむを得ない事情により辞退する場合、辞退理由を明記のうえ、法人名、代表者名の署名及び法人印を押印した辞退届を提出してください（様式は任意）。また、事前意向届に辞退した場合、本市及び本県の予算運営等に多大な支障を来すことになるため、その影響を十分に認識したうえで、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

4 補助金

補助金額は次のとおりです。なお、補助事業には「宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金」の活用を予定していますが、予算の範囲内において額が決定されるため、補助額の増減がある場合や、補助金の交付が受けられない場合もあります。県の補助制度の変更や財政事情等により、資金計画を大幅に見直す必要が生じる場合もありますので、十分に余裕を持った資金計画を作成してください。

(1) 宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）に係る基礎単価

① 地域密着型サービス等整備助成事業（施設整備補助）

	対象施設	基礎単価（上限額）	対象経費
施設等の整備	小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円 ／施設	整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円 ／施設	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円 ／施設	

空き家を活用した整備	小規模多機能型居宅介護事業所	10,500千円 ／施設	る。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	10,500千円 ／施設	

② 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（開設準備補助）

対象施設	基礎単価（上限額）	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	989千円／宿泊定員	施設開設日前6か月間に要した、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
看護小規模多機能型居宅介護事業所	989千円／宿泊定員	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円／施設	

(2) 補助金の交付を受ける際の注意事項

① 入札方法

補助金の交付を受けた建設工事は、補助事業となりますので、宮崎市が実施する公共工事の取り扱いに準じてください。 宮崎市が実施する契約手続に準じていないことが判明したときは、補助金の交付が受けられないことがありますので十分に注意してください。

具体的には、施工業者を宮崎市の基準に準じた方法に基づき、工事額ランクに応じた指定業者の中から指名し、選定した複数の事業者による入札によって施工業者を決定することになります（別添「社会福祉施設等の施設整備に係る入札事務マニュアル」参照）。

② 特定の業者との接触禁止

宮崎市から補助金等の交付を受け整備する事業は、設計、建設業者の選定や入札において本市の実施する契約と同等の公平性、競争性を確保し、適正な経費執行が求められます。

このことから、特定の「設計業者」、「建設業者」、「今後、施設運営に関係すると思われる業者」と接触する際（今回の事業計画の立案に係る調査や工事費等の見積り依頼等）は、不正と疑われるような行為（特に入札指名や物品購入の約束等の行為）とならないように注意してください。

なお、これらに該当する事項が判明した場合、補助対象外とする場合があります。

③ 計画変更について

本市への協議及び承諾なく施設整備計画等の内容を変更した場合、補助対象外とする場合があります。